

新旧対照表

○千葉県生涯大学校管理規則

改正後	改正前
<p>(入学の許可)</p> <p>第四条 知事は、前条の規定により入学願書の提出があつた場合は、抽選の方法により入学を許可すべき者を決定し、入学を許可するものとする。ただし、入学を許可すべき者の一部については、知事が別に定めるところにより入学を許可することができる。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(授業科目)</p> <p>第六条 大学校の健康・生活学部の授業科目は、<u>基礎科目</u>及び専門科目とする。</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(授業及び授業時間)</p> <p>第八条 大学校においては、毎週一回授業を行うものとする。</p> <p>2 大学校の授業時間は、一日四時間とする。</p> <p>3 第一項に定める授業を行う日が、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たつたとき、並びに指定管理者が別に定める夏期休暇及び冬期休暇の期間にあるときは、休業日とする。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、授業日数及び授業時間を増減することができる。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(卒業証書等)</p> <p>第十条 知事は、大学校の健康・生活学部を修了した者に対し卒業証書を、大学校の地域活動専攻科を修了した者に対し修了証書を授与する。</p> <p>第十一条から第十二条まで (略)</p>	<p>(入学の許可)</p> <p>第四条 知事は、前条の規定により入学願書の提出があつた場合は、抽選の方法により入学を許可すべき者を決定し、入学を許可するものとする。ただし、<u>健康・生活学部及び地域活動専攻科に係る入学を許可すべき者の一部</u>については、知事が別に定めるところにより入学を許可することができる。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(授業科目)</p> <p>第六条 大学校の健康・生活学部<u>及び造形学部</u>の授業科目は、<u>共通科目</u>及び専門科目とする。</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(授業及び授業時間)</p> <p>第八条 大学校においては、毎週一回授業を行うものとする。<u>ただし、造形学部陶芸コースにあつては、毎週二回授業を行うものとする。</u></p> <p>2 大学校の授業時間は、一日四時間とする。</p> <p>3 第一項に定める授業を行う日が、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たつたとき、並びに指定管理者が別に定める夏期休暇及び冬期休暇の期間にあるときは、休業日とする。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、授業日数及び授業時間を増減することができる。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(卒業証書等)</p> <p>第十条 知事は、大学校の健康・生活学部<u>又は造形学部</u>を修了した者に対し卒業証書を、大学校の地域活動専攻科を修了した者に対し修了証書を授与する。</p> <p>第十一条から第十二条まで (略)</p>